

〈募集要項等に関する質問に対する回答（第2回）〉

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	9	3.2				事業者の募集及び選定のスケジュール	優先交渉権者の決定後、市から基本協定書等の素案提示がありますが、協議の期間を素案提示から1ヶ月程度設けていただけないでしょうか。 事業者各企業の法務部署によるチェックや、事業者間のすり合わせ、事業者と市との協議等の時間が必要であるためご検討をお願いいたします。	募集要項3.2.の基本協定及び設計等業務委託契約の締結、工事請負契約の仮契約締結の時期を7月下旬に変更します。
2	募集要項 1回目の質問回答No. 55	18	3.4.6	(2)	ケ		契約保証金	維持管理・運営業務の契約保証金又は履行保証保険契約の額は、第2年度の年間業務費の10分の1以上とのご回答を頂いておりますが、この額を保険期間1年間の更新契約で、16年4か月分（育親学園の開業期間含む）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	4	1.4.5	ア	(ア)		亀岡市宅地開発等に関する条例	本件について「亀岡市宅地開発等に関する条例」は対象外となるのでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は今後関係部局と協議します。 協議の結果、当該条例の対象となった場合の増加費用や事業スケジュールの遅延は、市が負担します。
4	要求水準書	7	1.4.6				雨水排水	雨水排水の放流先として東側水路以外に放流可能な施設が存在するのであればご教示ください。	敷地西側に農業用水路がありますが、放流の可否については地元協議が必要となります。
5	要求水準書	7	1.4.6				下水道管敷設	東側道路：市道吉川側道1号線以南の区間に関しては市道として認定されておらず、明確な道路管理者が存在しないと聞いたのですが、下水道本管を敷設するにあたりどこの部署と協議すべきなのでしょうか。	道路の占用については、亀岡市まちづくり推進部土木管理課と協議をお願いします。
6	要求水準書 1回目の質問回答No. 154	8	1.4.6				災害からの安全な京都づくり条例	雨水流出抑制に関し、計画地は水路占用部分を含んでも1ha未満であることから「災害からの安全な京都づくり条例」に基づく重要開発調整池の設置義務対象ではないとの理解ですが、前回質疑の回答における『「災害からの安全な京都づくり条例」に対応して計画してください』との趣旨はどのような意味なのでしょうか。	重要開発調整池については、条例の設置基準に達しなければ設置不要ですが、その他の点で、敷地造成において同条例に適合するように計画をお願いします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問事項	回答
7	要求水準書	8	1.4.7	イ			献立方式	作業工程、配送スケジュール作成に必要なため、献立表のABの（学校別）振分けを教えてください。	ABの人数をほぼ同数にしますので、現時点での学校割は確定できません。しかし、配送順などの関係で多少の差が出る場合は、その都度協議いたします。
8	要求水準書	9	1.4.7	カ			(参考)各配送校の所在地、令和7年5月1日時点の児童生徒・教職員数、学級数	各学校の児童生徒数・教職員数、学級数を示して頂いておりますが、配送計画や必要備品類調達の参考にしたいので現状の各学級の人数を教えてください。	本質問回答とともに別紙を公表しますので、当該別紙を参照してください。
9	要求水準書	12	2.2.3	ア	(ソ)		建設業務	現状、田に水を張る際、資料3の緑●の農業用井戸から緑点線の農業用水路等井戸水送水管を経由し、緑実線を経て水が供給されているという考え方でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、計画地範囲外になりますが、敷地西側里道内にも送水管が敷設されています。
10	要求水準書	12	2.2.3	ア	(ソ)		建設企業	資料3の緑点線、緑実線の送水管は現在地中埋設という認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	12	2.2.3	ア	(ソ)		建設企業	市の指示により送水管の布設替えを行うこととあります。渇水の時期である必要があると考えますが、布設替えを想定されている時期をご教示下さい。	11月頃から2月頃までの農閑期を想定していますが、地元と調整後に決定します。
12	要求水準書 1回目の質問回答No.177 1回目の質問回答No.219	34	5.3.1	イ	(ア)	h	調理の基本方針	「生で食用する果実類」はミカンと回答いただいておりますが、このミカンは質問回答書No.219の「冷凍ミカン」との認識で宜しいでしょうか。	冷凍みかんと常温のみかんを提供する可能性があります。
13	要求水準書	37	5.3.1	イ	ケ		食物アレルギー対応食の提供	食物アレルギー除去食対応の流れについては、どのように考えられていますでしょうか。食物アレルギー調査表、学校生活管理指導表などはいつのタイミングで共有いただけるかご教授ください。	現在は、アレルギー物質がどの献立に入っているか保護者・学校に情報共有している状況です。今後除去食対応となればスケジュールの見直しが必要となりますので、事業者と協議します。
14	要求水準書	39	5.3.1	ウ	ウ	m	配送・回収業務	配送校での嘔吐時、配送校にて消毒を実施するとありますが、こちらは配送校側で実施、という認識でいいでしょうか。また育親学園においても、同様に、学園様側にて消毒後、給食室へ食器・食缶を返却いただく認識でいいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問事項	回答
15	要求水準書	41	5.3.1	オ	ア	i	配膳業務	「アレルギー対応食については、市から指定された方法により受け渡しを行うこと」とありますが、配膳校で、除去食の配膳（受け渡し）についての流れは、どのように想定されてますでしょうか。給食室に該当児童が直接取りに来る、教室まで他の食缶と共に運搬、担任の先生より受け渡し、など。	給食室内にアレルギーを持っている児童が取りに入ることはよくありません。他の児童と一緒に担任が取りに来ることは可能です。しかし、配膳の順序についてはアレルギーの子どものポットを配膳してから他の児童の配膳をするようにしてください。
16	要求水準書 1回目の質問回答No. 258	59	6.2.2	(4)	付帯施設		敷地内通路	水路の維持管理が目的の管理用通路（2m程度）を設けることとありますが、維持管理とは市担当部署による水路の目視点検及び泥やゴミの除去等を想定されてますでしょうか。その場合、安全に維持管理ができれば必ずしも管理用通路を2m設けなくてもよろしいでしょうか。	管理用通路については、計画敷地周囲の農業水路における泥上げ等の維持管理用としての使用を想定しています。軽自動車で行きたいので2mの幅員を周囲に設けてください。
17	要求水準書	63	6.3.1	エ	(ウ)		給食エリアに関する特記事項	「エリア内の諸室や機器の温度・湿度は、リアルタイムで監視・制御・記録ができ、異常発生時には自動通報されるシステムとすること」、とありますが対象となる諸室については、食材を扱うエリアとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	69	6.3.3	ウ	(カ)		給水設備の材質	「給水設備は、主にステンレスの材質を用いた防錆設備とすること」とありますが、建屋内の給水配管材料について防錆に配慮すれば、ステンレス材質以外の材料を採用することも可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書 1回目の質問回答No. 272	72	6.3.4	イ	(ウ)		コンテナ	現在運用中のコンテナサイズについてご回答がありますが、コンテナサイズについては当該寸法でなければ運用に支障がある訳ではなく、要求水準書の通り適切に判断の上、提案に委ねるものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	事業者選定基準	5	6.2.1	(4)			維持管理に関する提案	「維持管理に関する提案」について2つの評価項目がありますが、今回維持管理に関する提案は1枚となるため評価項目をより具体的にご教示いただけないでしょうか。	提案に委ねます。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問事項	回答
21	様式集		様式31	4	(1)		維持管理計画	<p>今回維持管理（様式31）に関する提案は1枚となるため、清掃・点検等の頻度や回数など、必要事項を具体的にすべて1ページ内に明記することが困難と感じております。当該事項は提案内容を正確にお示しする上で不可欠と考えておりますが、質疑回答①では添付資料不可とされているため、より具体的な維持管理計画をご提案させていただきたく、別紙を添付することは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付可能な場合は何枚まで添付してよろしいでしょうか。 ・不可の場合、当該情報の記載は不要の認識で良いでしょうか。 	別紙の添付は不可とします。左記の「当該情報」の記載の有無は、提案に委ねます。
22	募集要項等に関する質問に対する回答	8	50				<募集要項等に関する質問に対する回答>No. 50	<p>「市内事業者の定義は、亀岡市内に事業所を有する事業者とします。なお、市としては、特に亀岡市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者が活用されることを期待します。」とありますが、主たる営業所をより多く活用する提案をより高く評価する明確な基準があるということでしょうか。市内企業の活用や関心表明書取得先の検討にあたり、方針を定めたいため、お考えをお聞かせください。</p>	市内事業者の活用は、事業者選定基準6.2.1.(1)(3)で評価します。評価にあたっては、亀岡市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の活用を含め評価項目に記載する内容を総合的に評価します。
23	募集要項等に関する質問に対する回答	14	90				別紙2	<p>設計・建設業務において「業務の不履行があった場合は減額の対象となる」とご回答いただいておりますが、具体的にどのような場合を想定しておりますでしょうか。</p>	不履行部分に係る請負代金額を減額します。
24	募集要項等に関する質問に対する回答	24	169				<要求水準書に関する質問に対する回答>No. 169	<p>災害対応について「現時点では想定はなく、災害状況に応じて対応」と回答があります。事業者選定基準において、災害対応に対する個別の配点はございませんが、災害対応について評価に値する提案がある場合は、「事業計画、地域への貢献」の様式に記載すれば宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
25	募集要項等に関する質問に対する回答	26	191				<要求水準書に関する質問に対する回答>No. 191	<p>『別途公表する「給食配膳員業務内容」を参照してください。』とございますが、資料の公表をお願いいたします。</p>	本質問回答とともに別紙を公表しますので、当該別紙を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問事項	回答
26	募集要項等に関する質問 に対する回答	33	256				排水処理施設	質疑回答No256で排出事業者は貴市となることでしたが、産業廃棄物収集運搬・処分業者との委託契約は「市名義」で締結する理解でよいでしょうか。運営事業者が手配・協議等を行う場合の権限と範囲（代理権限の有無、見積取得・日程調整等）をご提示ください。	委託契約の締結についてはご理解のとおりですが、委託業者の選定、委託費の支払い、業務の管理については事業者とします。
27	募集要項等に関する質問 に対する回答	33	256				排水処理施設	産業廃棄物収集運搬・処分の委託契約について、三者（市・運営・処理業者）の覚書や三者協定の有無をご教示ください。	覚書や三者協定の有無は、事業者との協議により決定します。
28	募集要項等に関する質問 に対する回答	34	261				調理員の動線	汚染作業区域で野菜の下処理等を行った従事者が非汚染作業区域で調理の補助等に入る際は調理用の衣服を着替えるなど衛生管理を徹底すれば可とありますが、エプロンの付け替えでもよろしいでしょうか。	エプロンの付け替えだけでは不可です。
29	募集要項等に関する質問 に対する回答	42	343				開業準備に関する 提案	前回の質疑にて「評価は様式30-1で行い、様式30-2は様式30-1を評価するための参考とします」とご回答をいただいております。紙面の都合上、様式30-1に記載がなく様式30-2のみ記載の項目は評価の対象にならない、ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	亀岡市様のホームページ						食物アレルギー 対応について	現状のアレルギー対応について、献立原案を前月25日に保護者へ配布とありますが、例えば4月の献立は3/25に配布、そこから除去対応の返答が保護者から各学校、その後センターへ情報共有されるということでしょうか。除去食対応の作業動線表作成にあたり、提供前月の10日頃までにはアレルギー情報を共有いただきたいです。	現在は、アレルゲン物質がどの献立に入っているか保護者・学校に情報共有している状況です。今後除去食対応となればスケジュールの見直しが必要となりますので、事業者と協議します。